



# 安全衛生 あれこれ

8

増田労働衛生コンサルタント事務所  
所長 増田稔久

昨年の労働災害発生状況（愛知労働局ホームページ参照）を見ると、死者数は一昨年より若干

減少したものの発生事案の多くは在来型の災害で、これらの対策として、まずは安衛法令の遵守が大

切と思われます。それは安衛法令が、高所、機械、車両系など在来型の危険作業に対して、安衛則、特別則（クレーン則・酸欠則等）をもつて具体的な安全管理の基準を示しているからです。しかし、

安衛法令の条文の数は3000を超えると言われ、近寄りがたいイメージが難点です。

先日、ある安衛法令の説明会で、安全管理の基準を「ロープ高所作業」の例を示して、重点は7項目であると解説しました。ロープ高所作業は、

ビルのガラスクリーニング等で行われ、ひとたび事故が発生すれば、重大災害となる危険な作業で、

平成28年に法規制が行われました。この基準は、

作業前に現場を調査し、作業計画を立て、ライフルラインを設け、作業指揮者の監督の下、安全作業を行うとするもので、が出来ます。（表1）

「調査・計画・監督・設備・作業・点検・教育」の7項目に整理することができます。（表1）

(表1) 安衛法令の安全基準は7項目  
～ロープ高所作業の規制内容を例に～

改正安衛則H28.1施行(以下の数値は条文番号)

- 1.調査539-4(作業現場を調査し記録する)
- 2.作業計画539-5(ライフラインの支持方法等)
- 3.作業指揮539-6(指揮者による安全な作業の監督)
- 4.設備等539-2,3(ライフライン等の設置と強度確保)
- 5.作業の留意539-7,8(墜落制止用器具・保護帽の使用)
- 6.点検539-9(始業時点検)
- 7.特別教育36(40号)(ロープ高所の特別教育)

(表2) 安全基準の基本的な構成 SAFETY 7  
「調査・計画・監督・設備・作業・点検・教育」

- (1)調査：事前に必要な調査を行う。
- (2)計画：調査結果を踏まえ、作業計画(手順)を立てる。
- (3)監督：作業計画を作業責任者(指揮者)に監督させる。
- (4)設備：機械・設備・環境は、必要な安全基準を満たす。
- (5)作業：作業の特殊性に対応した方法により行う。
- (6)点検：設備等は、年次・月例検査、始業時点検を行う。
- (7)教育：作業者には、資格等(免許、技能講習)を取得させ、ライン管理者・スタッフ等と共に教育(各級・職長・安全管理者等・特別教育・雇入れ教育等)を受講させる。
- (7-2)作業者等に対する、5年に1度、再教育を行う。

## 安衛法令の規制基本パターンを探る

セーフティー7

フォークリフト等の多くの作業についても共通で表2のとおりです。この7項目を念頭に置きながら、法令の詳細を見ると規制と対策の理解が深まると言えます。

また、この安全基準の基本的な構成を「SAFETY 7 (セーフティー7)」と名付けてみました。何か力強さを感じませんか？(他では通用しません。念のため)

さらに、たとえ法規制がない作業(多少の法令の見落としも含む)であつたとしても、セーフティー7を基本にすれば、安全な作業を進めることが出来るのではないであります。安衛法令の一層の理解によって、さらなる死亡災害の減少を願っています。